

令和 5 年 10 月 25 日
文 部 科 学 省
科学技術・学術政策局
研 究 環 境 課

特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則及び
文部科学省組織規則の一部を改正する省令案に関する
パブリックコメント（意見公募手続）の結果について

「特定先端大型研究施設の共用の促進に関する法律施行規則及び文部科学省組織規則の一部を改正する省令案」について、令和 5 年 8 月 9 日から 9 月 8 日までの期間、電子政府の総合窓口（e-Gov）の意見提出フォーム、電子メール及び郵便を通じて、広く国民の皆様から御意見の募集を行いましたところ、合計 3 件の御意見をいただきました。

今回御意見をお寄せいただきました、多くの方々の御協力に厚く御礼申し上げます。

いただいた主な意見の概要及びそれに対する文部科学省の考え方は別紙のとおりです。なお、とりまとめの都合上、内容により適宜集約させていただいております。貴重な御意見をお寄せいただき、厚く御礼申し上げます。

(別 紙)

整理番号	主な意見の概要	文部科学省の考え方
1	NanoTerasuの利用支援業務担当者の必要数の算定根拠及び特定中性子線施設の研究実施相談者の必要数の変更根拠を明らかにされたい。	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構（以下「量研」という。）により設置される特定放射光施設NanoTerasuの利用支援業務担当者のうち研究実施相談者の必要数については、国立研究開発法人理化学研究所により設置される特定放射光施設SPring-8/SACLAと同様に、共用ビームライン 1 本につき放射光技術の専門家及び利用技術の専門家が各 1 名必要という考え方にに基づき、施行日（令和 6 年 4 月 1 日）時点におけるNanoTerasuの共用ビームラインが 3 本であることを踏まえ、6 名（2 名×3 本）としております。また、NanoTerasuにおける利用支援業務担当者のうち安全管理者の必要数については、SPring-8/SACLA及びJ-PARCと同様に、施設につき 1 名が必要という考え方にに基づき、1 名としております。 また、特定中性子線施設J-PARCにおける研究実施相談者の必要数については、必要数が現行の10名と定められたのち、J-PARCに 2 本の共用ビームラインが増設されたことを踏まえ、増設された各共用ビームラインにつき 2 名の研究実施相談者が必要であるという考え方にに基づき、4 名（2 名×2 本）を増員して14名としております。
2	第 4 条第 1 項第 6 号及び第16条第 3 項第 7 号において「一般財団法人光	NanoTerasuは、一般財団法人光科学イノベーションセンター（PhoSIC）を

	科学イノベーションセンター」との連携に関する事項を記載すべきこととする趣旨を明らかにされたい。当該一般財団法人と量研の関係はどのようなものなのか。	代表機関とする地域側の主体である「地域パートナー」と、国側の主体である量研の間の連携協力体制である「官民地域パートナーシップ」の下、共同で整備及び運営が行われる施設となります。 ここにおいて、量研が作成する実施計画の記載事項として「一般財団法人光科学イノベーションセンターとの連携に関する事項」を規定しているのは（第4条第1項第6号）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構及び大学共同利用機関法人高エネルギー加速器研究機構が共同で設置するJ-PARCに関して規定した第4条第4項第6号と同様に、共同設置者である量研及びPhoSICの間における連携協力を確保する観点に立ったものです。また、登録施設利用促進機関が作成する業務規程の記載事項として「利用促進業務の円滑な実施のための量子科学技術研究開発機構及び一般財団法人光科学イノベーションセンターとの連携に関する事項」を規定しているのは（第16条第3項第9号）、J-PARCに関して規定した第16条第6項第9号と同様に、登録施設利用促進機関及び共同設置者の三者間の連携を確保する観点に立ったものとなります。
3	第12条第5項の新設趣旨及び第19条第1項第2号の改正趣旨を明らかにされたい。	第12条第5項の規定は、第8条の改正によって登録施設利用促進機関の研究実施相談者に係る常勤要件が削除されることを踏まえ、研究実施相談者として非常勤の者が雇用される場合においても利用促進業務の質が低下することのないよう、そうした場合

		における登録施設利用促進機関の実 施計画に「利用支援業務の質の維持向 上のための措置に関する事項」を記載 させることとしたものです。 また、第19条第1項第2号について は、「デジタル原則を踏まえたアナロ グ規制の見直しに係る工程表」（令和 4年12月21日デジタル臨時行政調査 会）において、同号の規定が「FD等の 記録媒体を指定する規制」等に該当す る法令の条項として見直しを求めら れているため、「磁気ディスク、シー ・ディー・ロムその他これらに準ずる 方法により一定の情報を確実に記録 しておくことができる物」という具体 的な記録媒体を指定した部分を「電磁 的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒 体をいう。）」という抽象的な用語に 改めることとしたものです。
--	--	--